資料ー1

THE シガパークデザインコード検討懇話会設置要綱

（目的）

第１条　THE シガパークを構成する公園におけるトイレ、駐車場および看板のデザインの方向性を定めるルールの検討を行うにあたり、各分野の専門家や関係者等の幅広い意見を反映させていくため、THE シガパークデザインコード検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　懇話会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　THE シガパークを構成する公園の施設（トイレ、駐車場および看板）のデザインの方向付けを定めるルール「THE シガパークデザインコード」の策定に関する意見・助言

（２）　その他、上記（１）にあたり必要と認められる事項に関すること

（組織）

第３条　懇話会は、別表に掲げる委員で構成する。

２　懇話会に、座長を置く。

３　座長は、委員の互選によって定める。

４　座長は、懇話会の会議の議長として会議の進行を行う。

５　座長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員が座長を代理する。

（会議）

第４条　懇話会の会議は、交通まちづくり部長が招集する。

２　会議は公開とする。ただし、交通まちづくり部長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

３　交通まちづくり部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（運営）

第５条　懇話会の運営に必要な事務は、交通まちづくり部 THE シガパーク推進課において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付　則

この要綱は、令和８年８月２８日から施行する。

別表（第３条関係）

分　野	所　属・氏　名
都市デザイン	立命館大学　理工学部建築都市デザイン学科 阿部　俊彦　　教授
障害	滋賀県脊髄損傷者協会 太田　千惠子　　常務理事
子育て	びわこ学院大学　教育福祉学部子ども学科 川副　知佐　　講師
多文化共生	滋賀県国際協会 會田　真由美　　副主幹
建築	滋賀県建築士会 土野池　正義　　副会長
トイレメーカー	TOTO 株式会社 山戸　昌枝　　主席レストルームプランナー